

諸規則等改正

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構

現行	改正案
特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則 19条1項	
被申立人は、第15条第1項に定める仲裁申立受理通知の発信日から6週間を経過する日までに限り、申立人の請求に関連し、かつ同一の仲裁合意の対象に含まれる反対請求の申立てをすることができる。 <u>仲裁裁判所</u> は、反対請求を申立人の請求と併合して審理しなければならない。	被申立人は、第15条第1項に定める仲裁申立受理通知の発信日から6週間を経過する日までに限り、申立人の請求に関連し、かつ同一の仲裁合意の対象に含まれる反対請求の申立てをすることができる。 <u>スポーツ仲裁パネル</u> は、反対請求を申立人の請求と併合して審理しなければならない。
特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則 22条の2	
日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁パネルの成立前において、被申立人が仲裁合意の成立又は効力について異議を述べた場合であっても、スポーツ仲裁パネル構成のための手続を進めることができる。この場合において、仲裁合意の成立又は効力についての異議の可否は、スポーツ仲裁パネルの成立後、第31条の規定に従いスポーツ仲裁パネルが判断する。	削除 (16条と規定の内容が同一であるため)
特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則 26条の2	
<ol style="list-style-type: none"> 1 当事者又は仲裁人がスポーツ仲裁人候補者リストに掲載されている者を仲裁人として選定したときは、遅滞なく日本スポーツ仲裁機構にその氏名を記載した仲裁人選定通知書を提出しなければならない。日本スポーツ仲裁機構は、遅滞なく相手方当事者及びすでに選定されている仲裁人に、その写しを送付する。 2 当事者又は仲裁人がスポーツ仲裁人候補者リストに掲載されていない者を仲裁人として選定したときは、その者の受諾書を添えて、遅滞なく日本スポーツ仲裁機構にその氏名、住所、職業、及び電話番号・電子メールアドレス等の有効な連絡先を記載した仲裁人選定通知書を提出しなければならない。 3 前項の場合、日本スポーツ仲裁機構は、第23条第4項に従いその合理性を判断の後、仲裁人の選定を認める場合には、遅滞なく相手側当事者及びすでに選定されている仲裁人に、その者の氏名並びに職業を通知する。仲裁人の選定を認めない場合にはその旨を通知する書面を仲裁人選定通知書を提出した当事者に送付する。 4 日本スポーツ仲裁機構が仲裁人を選定したとき 	削除 (26条と規定の内容が同一であるため)

は、遅滞なく当事者及びすでに選定されえいる仲裁人に、その者の氏名を通知する。	
特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁人報償金規程 3条2項	
時間単価は、40,000円、30,000円、25,000円のいずれかとし仲裁人の経験、事件の難易等を考慮し、当事者が選任した仲裁人については、その当事者の <u>件</u> を聞いた上、単独仲裁人及び第三仲裁人については、全当事者の意見を聞いた上日本スポーツ仲裁機構が決定する。ただし、第三仲裁人の時間単価は他の仲裁人の時間単価を下回らないものとする。	時間単価は、40,000円、30,000円、25,000円のいずれかとし仲裁人の経験、事件の難易等を考慮し、当事者が選任した仲裁人については、その当事者の <u>意見</u> を聞いた上、単独仲裁人及び第三仲裁人については、全当事者の意見を聞いた上日本スポーツ仲裁機構が決定する。ただし、第三仲裁人の時間単価は他の仲裁人の時間単価を下回らないものとする。
スポーツ仲裁に関する日本スポーツ仲裁機構の事務体制に関する規程 2条1項	
スポーツ仲裁に関する日本スポーツ仲裁機構の業務時間は、原則として、平日(月曜日から金曜日)の <u>14:00</u> から17:00とし、土曜日、日曜日及び祝日は休業日とする。ただし、次の期間は特別に休業する。 (1) 夏季休業日(8月13日から17日) (2) 冬季休業日(12月28日から1月4日)	スポーツ仲裁に関する日本スポーツ仲裁機構の業務時間は、原則として、平日(月曜日から金曜日)の <u>10:00</u> から17:00とし、土曜日、日曜日及び祝日は休業日とする。ただし、次の期間は特別に休業する。 (1) 夏季休業日(8月13日から17日) (2) 冬季休業日(12月28日から1月4日)
ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁における日本スポーツ仲裁機構の事務体制規程 2条1項	
ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁に関する日本スポーツ仲裁機構の業務時間は、原則として、平日(月曜日から金曜日)の <u>14:00</u> から17:00とし、土曜日、日曜日及び祝日は休業日とする。ただし、次の期間は特別に休業する。 (1) 夏季休業日(8月13日から17日) (2) 冬季休業日(12月28日から1月4日)	ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁に関する日本スポーツ仲裁機構の業務時間は、原則として、平日(月曜日から金曜日)の <u>10:00</u> から17:00とし、土曜日、日曜日及び祝日は休業日とする。ただし、次の期間は特別に休業する。 (1) 夏季休業日(8月13日から17日) (2) 冬季休業日(12月28日から1月4日)
スポーツ調停に関する日本スポーツ仲裁機構の事務体制に関する規程 2条1項	
スポーツ調停に関する日本スポーツ仲裁機構の業務時間は、原則として、平日(月曜日から金曜日)の <u>14:00</u> から17:00とし、土曜日、日曜日及び祝日は休業日とする。ただし、次の期間は特別に休業する。 (1) 夏季休業日(8月13日から17日) (2) 冬季休業日(12月28日から1月4日)	スポーツ調停に関する日本スポーツ仲裁機構の業務時間は、原則として、平日(月曜日から金曜日)の <u>10:00</u> から17:00とし、土曜日、日曜日及び祝日は休業日とする。ただし、次の期間は特別に休業する。 (1) 夏季休業日(8月13日から17日) (2) 冬季休業日(12月28日から1月4日)
日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁に関する日本スポーツ仲裁機構の事務体制に関する規程 2条1項	
日本女子プロゴルフ協会ドーピング仲裁に関する日本スポーツ仲裁機構の業務時間は、原則として、平日(月曜日から金曜日)の <u>14:00</u> から17:00とし、土曜日、日曜日及び祝日は休業日とする。ただし、次の期間は特別に休業する。 (1) 夏季休業日(8月13日から17日) (2) 冬季休業日(12月28日から1月4日)	日本女子プロゴルフ協会ドーピング <u>紛争</u> 仲裁に関する日本スポーツ仲裁機構の業務時間は、原則として、平日(月曜日から金曜日)の <u>10:00</u> から17:00とし、土曜日、日曜日及び祝日は休業日とする。ただし、次の期間は特別に休業する。 (1) 夏季休業日(8月13日から17日) (2) 冬季休業日(12月28日から1月4日)

以上